

### 3. 青森県及び岩手県の計画概要

不適正処分を行った者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三栄化学工業株式会社（本社：青森県八戸市）</li> <li>・縣南衛生株式会社（本社：埼玉県戸田市。中間処理を行う名目で処理委託を受けたものを、三栄化学工業株式会社に対して違法に処分を再委託。）</li> </ul>	
不適正処分が行われた時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県側では、三栄化学工業が、昭和62年以降、不法投棄行為を継続的に展開していたと推定。</li> <li>・平成元年5月、青森県側で地元住民から苦情あり。</li> </ul>	
不適正処分が発覚した時期	平成11年11月、岩手・青森県警の合同捜査本部による強制捜査による。	
不適正処分が行われた場所・面積	青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る27ha	
廃棄物の種類・量	有害産業廃棄物（堆肥様物、焼却灰等）	61.1万m <sup>3</sup>
	その他産業廃棄物（堆肥様物、焼却灰等）	6.0万m <sup>3</sup>
	青森県エリア計	67.1万m <sup>3</sup>
	有害産業廃棄物（燃え殻、堆肥様物等）	12.9万t (14.5万m <sup>3</sup> )
	その他産業廃棄物（燃え殻、污泥等）	5.9万t (6.0万m <sup>3</sup> )
	岩手県エリア計	18.8万t (20.5万m <sup>3</sup> )
	総量	87.6万m <sup>3</sup>
支障除去等事業の実施期間	平成15年度から平成24年度（10年間）	
支障除去等事業の内容		
青森県	岩手県	
<p>廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本。</p> <p>周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、汚染拡散防止措置を講ずる。</p> <p>〔緊急的対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水処理施設完成までの間、緊急的対策として、仮設浄化プラントを設置・運転。</li> <li>・表面遮水シート、雨水と浸出水を分離するための排水路を整備。</li> </ul> <p>〔長期対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水処理施設、浸出水貯留池、導水路等を整備。</li> <li>・廃棄物を囲い込める下流側の位置に遮水壁を施工。</li> </ul>	<p>特定産業廃棄物は早期全量撤去。</p> <p>有害産業廃棄物の撤去を優先的かつ早期に実施。</p> <p>汚染土壌は現位置浄化手法の導入も考慮しながら、最も合理的な手法により処理。</p> <p>汚染拡散防止対策</p> <p>〔緊急的対策〕</p> <p>キャッピング（遮水シート）、雨水集排水対策等</p> <p>〔処理中の対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削時汚染水の場外搬出処理、水処理施設の設置。</li> <li>・鋼矢板による土留工等、集水機能を有する井戸の設置、地下水等の集排水機能を有した暗渠、集水エリアを考慮した表流水の貯留池の設置等の汚染拡散防止対策工事</li> </ul> <p>〔長期的対策〕</p> <p>県境を頂点として東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良等。</p>	
事業費	青森県 434億円	岩手県 221億円